

V 今後の公民館の運営

公民館事業課

今後の公民館の運営について（案）

令和5年 月
旭川市教育委員会

目 次

| | |
|--|---|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. 「地域集会施設の活用に関する実施計画」の施設の効率的な活用に向けた取組内容に対する公民館の現状について | 2 |
| 3. 答申を踏まえた公民館の在り方 | 4 |
| 4. 今後の運営に当たって | 6 |

1. はじめに

公民館の役割は、地域住民の生涯学習活動に応える身近な学習、交流及び発表の場であるとともに、各世代の課題や社会の要請に対応できる力を養う学習機会の提供を通じて、市民の主体的な学びを重視しながら、その成果を地域に還元し、様々な機会や場において学校・家庭・地域との連携を図る「地域の教育力の向上」を推進することです。

加えて昨今では、社会情勢の急激な変化や市民の生活様式や意識の多様化を背景とするまちづくりや防犯・防災、環境衛生、家庭や学校の支援など多岐にわたる地域課題を住民と共に解決していく拠点施設としての機能を求められるようになってきています。

こうしたことから、公民館は、社会教育法に基づく地域住民の生涯学習を振興するための社会教育施設として設置・管理し、公民館が目指すべき姿を社会教育部として次のように定めて、社会教育事業に取り組んできたところです。

<目指すべき姿>

○地域の人づくり・地域づくりの拠点となる公民館

○地域において親しまれる場となる公民館

また、旭川市では、公共施設の将来的な在り方を定めた「旭川市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂版策定）」に基づき、公民館をはじめとする地域集会施設の老朽化への対応と効率的な活用について「地域集会施設の活用方針」（平成31年2月）、「地域集会施設の活用に関する実施計画」（令和元年8月）を策定し、関係部局で具体的な取組について検討を進めてきたところです。

2. 「地域集会施設の活用に関する実施計画」の施設の効率的な活用に向けた取組内容に対する公民館の現状について

(1・2) 設置目的・名称及び事業

旭川市では、社会教育法に基づく「公民館」を設置しており、法に基づき「公民館」という名称を使用しています。

また、公民館では社会教育法に基づき、定期講座を開設すること、講習会、講演会等を開催すること、各種の団体、機関等の連絡を図ること、その施設を住民の集会等に供すること等を事業として行っています。

今後、施設の効率的な活用を図るため、全ての地域集会施設において、多様な利用目的に対応できる環境とすることができないか、また、公民館等が行う事業をその他地域集会施設で実施できないか、関係部局で検討を行うこととしているところです。

(3) 開館時間と休館日

公民館では、開館時間を午前9時から午後10時まで、休館日を国民の祝日に関する法律の休日並びに12月30日及び31日並びに1月2日から4日までと定めています（農業構造改善センターとの複合施設である東旭川公民館及び西神楽公民館については、センターの開館日に合わせ、祝日を開館日としています。）。

施設及び地域の状況を勘案しながら、午後9時まで開館する施設と午後10時まで開館する施設や祝日開館の施設を指定することの検討を関係部局で行うこととしているところです。

(4) 指定管理者による管理

旭川市では14の公民館（分館を除く。）を設置していますが、そのうち、西神楽公民館（平成22年度から）、春光台公民館（平成26年度から）では、指定管理者により管理運営が行われています。

今後も、地域での指定管理者による管理の意向があった場合には、市民サービスへの影響等を考慮しながら、移行を検討していきます。

(5) 使用料及び利用料金の設定基準等

使用料については、『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）』（平成29

年10月策定)に基づき、市費負担割合50%：受益者負担割合50%に設定することとし、令和2年度に利用者負担額を改定しています。

また、貸室区分について、従来、公民館のみ部屋の広さに応じて、使用料を設定していましたが、令和2年度に、部屋の広さに応じた、地域集会施設で共通の使用料を設定しました。

利用時間帯区分については、午前、午後、夜間の3区分で設定していますが、これまでの運用状況を踏まえ、時間帯区分の見直しを関係部局で検討することとしているところです。

(6) 減免

公民館では、旭川市公民館条例施行規則で減免対象を規定していますが、地域集会施設について、減免は真にやむを得ないものに限定することを基本とし、今後、減免等に関する審査認定基準を作成し、順次、対象団体の登録等を整理すること、また、減免等の対象団体は、いずれの地域集会施設を利用しても、減免等の対象となる運用について、関係部局で検討を行うこととしているところです。

(7) その他運用に関するこ

特定の営利事業に便宜を与えること等が社会教育法で禁止されているほか、飲食を伴う部屋の利用を制限する運用としていましたが、令和2年4月から、飲食の制限を緩和したほか、設置されている地域内に飲食等を供する施設が少ない一部の公民館※について、構成員の過半数が地域住民である団体を対象に飲酒を認める運用としたところです。

※江丹別公民館、西神楽公民館、東旭川公民館日の出分館、東旭川公民館瑞穂分館、
東鷹栖公民館第3分館、東鷹栖公民館第4分館、神居公民館上雨紛分館、
西神楽公民館就実分館

3. 答申を踏まえた公民館の在り方

地域集会施設の活用方針では、公民館が専用の施設を持たない場合でも生涯学習の振興が可能なのかについて検討することとしており、公民館の位置付けの見直しについて、社会教育部で検討することになりました。

こうしたことから、位置付けの見直しについて、専門的な立場から意見をもらうため、社会教育委員会議に諮問し、社会教育委員会議では専門検討会を設置して審議を重ね、令和4年5月24日に「旭川市における公民館の位置付けの見直しについて（答申）」（以下、「答申」という。）が答申されました。

答申では、「本市における公民館の位置付けについては、社会教育法に基づく施設として維持することが望ましく、市民の学習機会を提供する「場」であるという観点から更にソフト面、機能面に対して充実を図っていくことが重要であるとの結論に達しました。」とまとめられています。

また、答申では、本市における公民館の位置付けを見直す際の視点として、以下の7つの視点についても示されています。

視点1 公民館を社会教育施設として維持する必要性

視点2 地域に応じた社会教育の場を確保する必要性

視点3 機能維持のための人材の必要性

視点4 組織化支援に係わる機能の確保の必要性

視点5 地域の実態に応じ、公民館の個性化を図る必要性

視点6 I C Tの活用の必要性

視点7 今後の学びの在り方を検証する必要性

社会教育部としては、公民館によっては、施設の老朽化や耐震性に問題を抱えている施設もありますが、地域における社会教育の場として、答申のとおり公民館を社会教育法に基づく施設として維持していくことが望ましいと考えております。

一方で、旭川市公共施設等総合管理計画に基づく施設再編等の取組を進める必要があります、人口減少や少子高齢化など本市を取り巻く様々な状況の変化により、将来に渡つて、全ての公民館を現状のまま維持することができるとは言い切れないと考えています

が、 そういった場合においても、 上記答申の 7 つの視点等を踏まえ、 公民館の機能を維持していく必要があると考えております。

4. 今後の運営に当たって

公民館の運営に当たっては、「地域集会施設の活用方針」や「地域集会施設の活用に関する実施計画」においても課題提起されている、施設の老朽化という大きな課題があります。答申を踏まえた公民館の在り方としては、公民館を社会教育法に基づく施設として維持していく考えですが、その手法については、施設の利用状況や利用者ニーズを的確に捉えながら財源や施設の有効活用など、様々な視点から検討していく必要があります。

また、公民館においては、様々な学習機会を提供していますが、社会全体でデジタル化が進展する中、幅広い世代においてＩＣＴの知識やスキルを習得したいというニーズもあることから、こうした市民ニーズに対応しながら、デジタルデバイドの解消やＩＣＴリテラシーの向上を図ることで、誰もがデジタル化の恩恵を享受することできるよう取り組んでいく必要があります。

一方で、地域コミュニティーが衰退していく中、地域でのつながりの希薄化をはじめ、防災や防犯、少子化・高齢化など社会的課題に起因する地域課題も顕在化していることから、これまで以上に団体等が積極的に地域に目を向け、学習した内容を地域に還元できるような環境づくりを公民館が目指していく必要があります。

このように公民館には、ハード、ソフトの両面において、解決しなければならない様々な課題もありますが、生涯を通じた学びの振興による生きがいの創出や郷土への愛着を育むなどの公民館としての使命を果たさなければなりません。

